

令和 8 年度 橋県補修 第 1501-00-00-91 号
低濃度 P C B 廃棄物運搬・処分業務委託（処分業務）特記仕様書

（適用範囲）

第 1 条 本仕様書は、令和 8 年度 橋県補修第 1501-00-00-91 号 低濃度 P C B 廃棄物運搬・処分業務委託の処分業務（以下「処分業務」という。）に適用する。

（目的）

第 2 条 本仕様書は、新潟県上越地域振興局地域整備部が保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「低濃度 P C B」という）を含有している塗膜片等（保管容器含む）の処理のうち処分業務を適正かつ円滑に履行することを目的とする。

（業務委託期間）

第 3 条 業務委託期間は、契約締結の日から令和 8 年 12 月 28 日までとする。受注者はこの期間中に処分業務に係る全ての手続を完了させなければならない。

（業務の履行義務）

第 4 条 受注者は、契約書、本仕様書及び関係図書に基づき、効率的、経済的かつ適正に処分業務を履行しなければならない。

（廃棄物（保管容器）及び予定数量）

第 5 条 処分業務の対象となる P C B 廃棄物の性状及び数量は別添 1「P C B 廃棄物重量・試験結果一覧表」、別添 2「試料分析結果一式」のとおりとする。なお、別添 1 の数量は予定数量である。

（業務の内容）

第 6 条 処分においては、引き渡された P C B 廃棄物の無害化処理を行い、また再生資源化又は最終処分することとし、容器類についても、受注者の責任において P C B 廃棄物に準じて適切に取り扱うものとする。

（業務管理）

第 7 条 受注者は、処分業務を開始する前に、契約期間中の処分業務計画を受注者に提出するものとする。提出した計画に対して発注者から変更の要請がある場合は、これに協力するものとする。

（業務提携の構成員の業務管理）

第 8 条 業務提携により受注した場合は、処分業務を行う者が運搬業務を行う者の搬出工程管理を行うものとする。また処分業務を行う者が代表者となり発注者と調整するものとする。

（関係法令の遵守）

第 9 条 受注者は、処分業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）及び日本国における関係法令等に従い適正に行うものとする。

(安全管理)

第 10 条 受注者は、処分業務の履行にあたり労働基準法（昭和 29 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 受注者の処分施設が特別管理産業廃棄物を受け入れるにあたり、自治体等が事前協議や協定等により安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。

(故障等の報告)

第 11 条 受注者は、処分業務の履行にあたり支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(再委託)

第 12 条 受注者は、発注者から受託した第 6 条に規定する業務を他人に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て、廃棄物処理法の定める再委託基準に従う場合は、この限りでない。

(資格を要する業務)

第 13 条 受注者は、処分業務を履行するにあたり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

(業務完了報告及び履行の確認)

第 14 条 受注者は、業務が完了した後、速やかに業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 処分業務の履行の確認は、業務完了報告書及びマニフェスト D 票・E 票に基づき行うものとする。

(疑義等の解決)

第 15 条 本仕様書等に定める事項について疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者との協議の上、決定する。

(以上)